Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）	鈴鹿市立国府小学校
連絡先（内線・外線）	059-378-0538
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日 当初提出日	令和5年8月8日
提出日 上半期提出日	令和5年10月31日
提出日 下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	３５台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	8月7日	11月10日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（１F給食コンテナ置場）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	8月7日	11月10日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台（職員室・理科準備室・家庭科準備室・保健室・湯沸かし室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	校長室1台・教室等10台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（なかよし・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２５５人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２５５人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２５５人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２５５人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２５５人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／~~ヨウ素液~~・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／~~ヨウ素液~~・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／~~ヨウ素液~~・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数		実　施　日
	名	訓 練 内 容
		実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	369	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 53.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	689	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	9	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 52.9% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	17	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
・日頃から校内の美化清掃や校庭の芝管理を心がけ環境保全に努めます。 ・年間を通じて節水節電についての取組や啓発活動を行います。 ・学校だより等に環境PRを掲載するとともに，委員会活動等における環境活動を実施する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
・美化や校庭の芝管理だけでなく、花壇の整備にも取り組み、環境保全に努めることができた。 ・古雑巾を回収して、避難訓練や大掃除の際に再利用することで、ゴミの排出量を削減できた。 ・環境保全に関する出前授業に年４回ほど取り組むことで、児童への環境への意識を高めることができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）	該当なし				
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		庄野小学校
連絡先（内線・外線）		０５９－３７８－００４８
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年４17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン （業務用空調機器　第一種特定製品）	32台 ※H29.08.31　20台設置 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ20台 ヒートポンプエアコン12台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	9月8日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（本館１階廊下）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	9月8日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	9月8日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	１台（家庭室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	3台（職員室・家庭室・保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン （ブラウン管／液晶）	液晶１０台 （普通教室８台／音楽室１台/校長室１台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン	1台（なかよし）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１６７人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１６７人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１６７人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１６７人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１６７人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	136	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 29.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	460	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	6	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 46.2% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	13	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
各学年で，環境に関する学習に取り組んだ内容を通信等で発信するとともに，児童会活動等を通して環境活動に取り組む。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
外部講師による環境に関する学習に取り組んだことを学校だよりで発信したり、古切手やプルトップの回収活動に取り組んだ。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立加佐登小学校
連絡先（内線・外線）		378-0063
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月2日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	32台 （H29　9月　23台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月14日	7月28日	10月27日	1月26日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	調理室（牛乳検収室）1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月14日	7月28日	10月27日	1月26日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台（給食調理室2）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月14日	7月28日	10月27日	1月26日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷凍冷蔵庫	3台（保健室１ ・家庭科準備室１・職員室１）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	7台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（家庭科室2・職員女子更衣室１）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／２２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／２２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／２２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／２２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／２２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	388	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 47.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	817	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	3	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 75.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	4	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

学校通信等で，加佐登小学校が環境保全活動に取り組んでいることを保護者に知らせ，協力を募る。ＰＴＡと連携し，古紙及びアルミ缶回収の取組を行う。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

・学校全体に関わる通信や学年通信は，メール配信で行い紙の節約に取り組むなど環境保全に取り組んだ。また毎月ＰＴＡと連携して古紙アルミ缶回収に取り組んだ。
・電気や水など資源の節約について考える学習を引き続き行う。
・古紙アルミ缶回収について地域にも協力を求めていく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第２位まで入力

所属（課等）		明生小学校
連絡先（内線・外線）		378-4320
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月26日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	３３台 （H29年度　27台設置） 内訳 SSRH112BAN　10台　出力1.79 SSRH140BAN　17台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月7日	7月7日	10月6日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 ３年に１回以上	実施した

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（湯沸室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月7日	7月7日	10月6日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	実施した

算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）※3月に入力	充塡なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	6台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（保健室・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台 （保健室・職員室・なかよし・準備室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ／PC	TV：職員室1台・校長室1台・各教室12台・なかよし2台・国際1台・放送室1台・音楽室1台・学習室1台 PC：パソコン教室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数		実　施　日
	名	訓 練 内 容
		実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	279	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 42.9% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	650	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 58.3% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	12	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
段ボール・新聞紙等の古紙やアルミ缶のリサイクルを、学校便り等を通じて保護者・地域に呼びかけ、日常的に回収して、環境教育を進める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
段ボール・新聞紙等の古紙やアルミ缶のリサイクルを，学校便り等を通じて保護者・地域に呼びかけ，日常的に回収することができた。次年度も、引き続き環境教育を進める。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立牧田小学校
連絡先（内線・外線）		378-0516
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月2日
	上半期提出日	令和5年11月10日
	下半期提出日	令和6年4月11日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	39台 （H29年度　30台設置） 内訳 SSRH112BAN　7台　出力1.79 SSRH140BAN　23台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月28日	7月28日	11月2日	2月9日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（給食準備室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月26日	8月21日	11月24日	2月22日
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	充塡なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（家庭科室2台，保健室1台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台（湯茶室・保健室・家庭科室・理科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ・PC	TV6台（各教室×5・校長室） PC130台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	５２８㎡（３５台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	252	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 34.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	730	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	10	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 47.6% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	21	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

・環境学習の機会を「学校だより」等で周知する。
・アルミ缶回収事業を実施し，リサイクル活動に取り組む。
・教室を出るときに消灯を確実に行うなど，節電に取り組む。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

アルミ缶回収が地域や保護者に定着し，回収量が増えてきている。反面、環境学習をHPで周知ができていなかった。また、節電の徹底ができなかった。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立清和小学校
連絡先（内線・外線）		059-378-7731
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月2日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	27台 （H29年度　18台設置） 内訳 SSRH80BBNT　1台　出力1.29 SSRH112BAN　4台　出力1.79 SSRH140BAN　13台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月11日	9月8日	11月9日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（コンテナ 湯沸し室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月11日	9月8日	11月9日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	充塡なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（ほほえみ・家庭室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	7台（職員室・ほほえみ・保健室・家庭室・給食室・調理室・牛乳保冷庫）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ・液晶テレビ・ ブラウン管PC	ブラウン管TV3台：放送室・ほほえみ・職員室 液晶ＴＶ1台：校長室×１

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	438	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 50.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	875	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	11	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 37.9% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	29	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境に関するPRを，保護者等に学級・学校だよりで発信する。委員会活動においても環境保全に取り組む。（福祉委員会：プルタブ回収）PTA活動の中で，エコ活動を保護者と取り組む。（クリーンスクールSEIWA、ベルマークやインクカートリッジ回収など）学校運営協議会による古紙回収およびアルミカン回収を行い，地域にもエコ活動を発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
クリーンスクールSEIWAを実施し、リサイクルゴミの回収と通学路のゴミの回収を行った。PTAの保護者部を中心にベルマークの回収活動、リサイクルインクの回収を実施していただいた。児童も福祉委員を中心にプルタブ回収を行った。学校運営委員会による古紙回収とアルミ缶回収を継続的に行っており、資源を大切にする活動を行った。資源回収における分別に課題があり、地域に呼びかけるとともに、学校においても発達段階に応じた学k集を通じ、正しい回収や環境保全への意識づけを進めていく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立石薬師小学校
連絡先（内線・外線）		059-374-1028
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月27日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	7台 ダイキン　RSRP140BB　24台 （H２９年度設置）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	9月8日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	2台	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）　※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量		充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫 冷凍冷蔵庫	3台 牛乳保冷庫MR-90CA 冷凍冷蔵庫HRF-120AF 冷凍冷蔵庫HRF-120XFT

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月9日	9月8日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	冷媒R32：２台（給食準備室・ことば）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	５台（理科室・職員室・家庭科室・保健室・なかよし・調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ	液晶テレビ：1年1組2組・2年1組2組３年１組２組・４年１組２組・５年１組２組･６年１組２組･少人数教室/13台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（家庭科室・なかよし）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２８１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２８１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２８１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２８１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／２８１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／塩酸・過酸化水素水（オキシドール）・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／塩酸・過酸化水素水（オキシドール）・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／塩酸・過酸化水素水（オキシドール）・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	351	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 45.3% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	774	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	4	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 19.0% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	21	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

子どもたちが学習した環境に関する内容を通信等で家庭や地域に発信し，家庭や地域でも子どもたちとともに環境について考えていけるように働きかけていく。
また，ＰＴＡと連携し，ベルマーク収集活動や段ボール等回収活動に取り組んでいく。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

学校の教育活動において，環境に関わる学習を行った。ＰＴＡと連携し，ベルマーク収集活動や段ボール等回収活動に取り組んだ。今後もこういった活動を継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立旭が丘小学校
連絡先（内線・外線）		059−386−0012
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月12日
	下半期提出日	令和6年4月8日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） ガスヒートポンプエアコン	72台 8台 ルーフガーデン×4、プレイグランド×3、教材室 （H29年度　64台設置） 内訳 SSRH112BAN　12台　出力1.79 SSRH140BAN　52台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和５年６月１４日（水）	令和５年９月６日（水）	令和５年１２月１１日（月）	令和６年３月１３日（水）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	8台（7.5～15.0kw） 3年に1回以上	実施しなかった
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力		
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量		充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	２台　１Ｆ配膳室 ホシザキ業務用牛乳保冷庫 形名　MR-120CA 製造番号H100125 定格電圧　100V 電動機定格消費電力160/170W 電熱装置定格消費電力41W 運転電流2.4/2.2A 力率80/94% 定格周波数50/60Hz

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和５年６月１４日（水）	令和５年９月６日（水）	令和５年１２月１１日（月）	令和６年３月１３日（水）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	クレセントアイスメーカー	1台　給湯室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和５年６月１４日（水）	令和５年９月６日（水）	令和５年１２月１１日（月）	令和６年３月１３日（水）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台　保健室1台・コスモス1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台　理科準備室1台・家庭科室1台・コスモス1台・保健室1台・台所1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	①ブラウン管テレビ ②液晶テレビ	①：理科室・通級教室、②：普通教室・校長室・ギャラリー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第５条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が７．５kw以上のもの）	空気圧縮機	冷房機（空気圧縮機）／19.6ｋｗ／3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第８条，第１０条	（第８条）第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数〇騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（〇騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない／（第１０条）第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が７．５kw以上のもの）	空気圧縮機	冷房機（空気圧縮機）／19.6ｋｗ／3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	49台／1,250㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	329	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 77.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	424	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	9	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	9	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
PTAと連携して，１階ギャラリーに回収ボックスを設置し，使用済みインクカートリッジを回収することを通して環境保全活動に取り組む。また，学校運営協議会によるリサイクル資源（古紙，ダンボール）の回収を行い，保護者・地域にも発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境保全活動の推進を図るため，本年度以上にPTA及び学校運営協議会と連携し，インクカートリッジやリサイクル資源を回収していることを保護者や地域に発信する。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校
連絡先（内線・外線）		386-3355
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月1日
	上半期提出日	令和5年11月7日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプ式エアコン	２４台 校長室１台 職員室１台 図書室１台 コンピュータ室１台 給食調理室１台 保健室１台 活動室１台 ９普通教室各１台：計９台 音楽室２台 家庭科室２台 理科室２台 図工室１台 図書室１台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月2日	8月18日	10月5日	3月7日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 （３年に１回以上）	実施した

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（パン・牛乳庫）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月2日	8月18日	10月5日	3月7日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月2日	8月18日	10月5日	3月7日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	2台（たんぽぽ２・調理員休憩室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（家庭科室・たんぽぽ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	４台 （家庭科室・職員室・保健室・たんぽぽ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（液晶式）	８台（普通教室各1台×６）・校長室・あじさい

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	320	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 47.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	681	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ **対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。**
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	5	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 50.0% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	10	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
学校と保護者・地域が協力して海岸清掃を行い，学校だよりで地域に発信する。 ４年生でうみがめ保護学習やゴミの学習をし，子どもたちが学習した内容を通信等を通して家庭や地域に発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
学校と保護者・地域が協力して行う海岸清掃を年間2回実施した。また、その様子について学校便り、ホームページで地域に発信した。 4年生では環境学習でうみがめについて学習したことをもとにうみがめをモチーフにした工作を行い、その作品を地域の文化祭に出品した。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立白子小学校
連絡先（内線・外線）		059-386-0039
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月10日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	41台 （H29年度　30台設置） 内訳 SSRH140BAN　30台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月8日	7月3日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 3年に1回以上	実施した

算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	充塡なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、チェストフリーザー（保存食用冷凍庫）	4台　各1台ずつ 牛乳保冷庫：校舎１階廊下、 冷蔵庫：給食調理室（下）、 冷凍冷蔵庫：給食調理室、 チェストフリーザー（保存食用冷凍庫）：給食調理室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月8日	7月3日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	７台 （職員室：R22）（校長室：R22）（保健室：R22）（図工室：R22）（パソコン室：R22）（調理室：R22）（図書室：R22）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台　トビウオ教室・家庭室・調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台 職員室、家庭室、理科室、トビウオ教室、保健室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	①ブラウン管テレビ ②液晶テレビ	①ブラウン管テレビ5台 （各教室） ②液晶テレビ３台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	82	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 9.5% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	866	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	3	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 42.9% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	7	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
①環境保全のため，エコキャップの回収に取り組む。玄関のほか，校内の各階段に回収箱を設置し，来校者にも協力を呼びかける。 ②地域と共催の海岸清掃，４年生の「ゴミ」の学習を通して，環境保護の意識を高める。 ③給食委員会による給食残量調査を通して，環境保全への意識を高める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境保全のため，エコキャップの回収はボランティア委員会を中心に行い，回収箱を玄関のほか，校内の各階に設置し，児童・保護者・教員・地域の方にも協力していただき，実施することができた。地域と共催の海岸清掃，外部講師による環境学習やSDG’sの学習も行い，環境保護の意識を高めることができた。給食委員会による給食残量調査を実施し，食品ロスへの意識が少しずつ高まったことで残量を減らすことができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		愛宕小学校
連絡先（内線・外線）		059-386-0334
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月2日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月10日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン （業務用空調機器　第一種特定製品）	34台 ※H30.02.28　28台設置 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ28台 ヒートポンプエアコン6台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月13日	8月22日	12月1日	3月1日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量		充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台　給食調理室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月13日	8月22日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台　給食調理室、特別支援教室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月13日	8月22日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコンディショナー（家庭用）	2台　まつかぜ、調理員休憩室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	4台　家庭科準備室×2、保健室、まつかぜ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	6台　理科準備室×2、家庭科準備室、保健室、職員室、まつかぜB

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ・PC（ブラウン管式）（液晶テレビ）	ブラウン管：各教室×20台・まつかぜA・理科室・校長室、液晶：音楽室、PC：パソコン室×21台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	1,000㎡／４１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第5条（規制基準の遵守義務）	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が７．５kw以上のもの）	空冷ヒートポンプエアコン・パッケージエアコン	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ ｴｱｺﾝ２台（22.4kw,28kw）空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ｴｱｺﾝ１台（31.5kw）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第8条，第10条	第８条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数〇騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（〇騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない 第１０条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない	空冷ヒートポンプエアコン・パッケージエアコン	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ ｴｱｺﾝ２台（22.4kw,28kw）空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ ｴｱｺﾝ１台（31.5kw）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）〇据付面積２㎡以上の炉〇ボイラー又は入力７０kw以上の給湯湯沸し設備〇内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)〇高圧又は特別高圧の変電設備（全出力５０kw以下のものを除く）〇蓄電池設備	給湯用ボイラー（給食）	給湯設備3台：LPG：バーナー燃焼能力112w

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	24	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 3.6% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	666	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	13	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 65.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	20	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
児童活動を中心に据え環境保全に取り組む。 福祉委員会：ペットボトルキャップ回収，美化委員会：節電・節水・ごみの分別　給食委員会：食べ残しOの取組　4年：ごみ博士・家庭エコ点検活動
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
児童活動を中心に環境保全に取り組む。 福祉委員会：ペットボトルキャップ回収，美化委員会：節電・節水・ごみの分別　給食委員会：食べ残しOの取組　4年：ごみ博士・家庭エコ点検活動

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		稲生小学校
連絡先（内線・外線）		386-0307
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	36台 （H28年度　30台設置） 内訳 SSRH112BAN　4台　出力1.79 SSRH140BAN　25台　出力2.36 SSRH160BAN　1台　出力2.83

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月15日	8月8日	10月20日	2月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月15日	8月8日	10月20日	2月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	〇		〇		〇		〇

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	給食調理室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月15日	8月8日	10月20日	2月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	〇		〇		〇		〇

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	休憩室　1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台 （職員室・家庭科室・理科室・保健室・ つつじ室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（ブラウン管式） PC（ブラウン管式）	1台（校長室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	1台（家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／３５１人槽（３次処理）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／３５１人槽（３次処理）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／３５１人槽（３次処理）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／３５１人槽（３次処理）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／長時間ばつ気方式／３５１人槽（３次処理）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

17

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第２３条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地〇指定施設の種類及び能力ごとの数〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない	冷房機	45ｋｗ（H27.12設置）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

18

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第２５条，第２９条	（第２５条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式〇その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 （第２９条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	冷房機	45ｋｗ（H27.12設置）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

19

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第３１条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない 【指定施設】（騒音） 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が７.５kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が１時間当たり104,000KJ以上のもの）	冷房機	45ｋｗ（H27.12設置）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	199	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 37.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	538	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	11	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 57.9% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	19	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
保護者・地域住民に学校だよりやホームページ，学年・学級通信等で環境活動や エコ活動の情報発信や啓発に取り組む。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
これまで紙で配付していた文書等を配信メールに添付することで、用紙使用の節約につながった。また、各学年の担当を明確にすることで、ホームページの更新回数を増やすことできた。次年度も引き続き取組を進めたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

環境にやさしい持続可能な教育活動の展開を目指し、電気使用量や紙使用等の削減を一層進め、児童への指導、啓発を含めた環境教育にも力を入れたい。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立飯野小学校
連絡先（内線・外線）		059-382-1020
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月25日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン （業務用空調機器　第一種特定製品）	44台 ※H30.02.28　36台設置 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ36台 ヒートポンプエアコン8台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023/4/3	2023/8/25	2023/10/10	2024/3/12

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（牛乳検収室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023/4/3	2023/8/25	2023/10/10	2024/3/12

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	充塡なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（ひまわり3・家庭課室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	5台 （ひまわり冷蔵庫・準備室×2・保健室・職員室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管，液晶）	液晶：７台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	６００㎡/３０台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	343	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 41.2% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	832	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	29	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 78.4% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	37	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
・児童会活動を通して環境問題に対する関心を高める取組（エコキャップの収集等）を推進し，学校だより等で啓発する。 ・社会科や理科，総合的な学習の時間等を使い環境に関する取組を進める。 ・コピー用紙等の使用削減に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
エコキャップ運動やチャレンジエコスクールの取組など，児童会・ボランティア委員会を中心に環境問題に関する意識を高める取組を1年間継続して進めた。また，三重県地球温暖化防止推進委員を招き，総合的な学習の時間等を活用した環境学習の取組を進めるとともに，校内にSDGｓの掲示を行い日常的に環境問題に触れることのできる環境を整えてきた。しかし，コロナ禍の中，コピー用紙の使用削減は微減にとどまり，温室効果ガス削減目標も難しい状況だった。次年度は，環境学習とあわせて環境への負荷がかかりにくい学習の在り方についても意識していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）	河曲小学校
連絡先（内線・外線）	059-382-0268
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日 当初提出日	令和5年8月10日
提出日 上半期提出日	令和5年10月25日
提出日 下半期提出日	令和5年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	36台 （H29年度　29台設置） 内訳 SSRH112BAN　6台　出力1.79 SSRH140BAN　21台　出力2.36 SSRH160BAN　2台　出力2.83 （Ｒ２年度　保健室入れ替え） RZRP80BDT　１台　出力1.70

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月5日	9月12日	11月14日	1月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月30日	8月21日	11月14日	1月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	6台（すくすく教室・理科室・給湯室・保冷室・保健室･家庭科準備室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン・PC（ブラウン管式）	TV：１台　職員室（液晶） PC：パソコン室×０台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	シャワー室1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	単独処理／散水ろ床方式／２４０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理／散水ろ床方式／２４０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理／散水ろ床方式／２４０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理／散水ろ床方式／２４０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	単独処理／散水ろ床方式／２４０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	179	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 32.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	547	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	17	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 77.3% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	22	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
・福祉委員会を中心にＰＴＡと連携し，アルミ缶・ペットボトル回収，校内での古紙回収の取組を行う。 ・Chromebookの掲示板，共有メール等を活用し，会議等の印刷用紙を節約する。 ・ICTを活用し，授業での拡大用紙印刷やカラーコピーの印刷数を減らす。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
・福祉委員との連携でアルミ缶回収，ペットボトルキャップの回収を校内で行う。 ・Chromebookの掲示板，共有メール等を活用し，会議をペーパーレスで行い，印刷用紙を節約する。 ・ICTを活用し，授業での拡大用紙印刷やカラーコピーの印刷数を減らす。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市一ノ宮小学校
連絡先（内線・外線）		３８２－０３１１
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月2日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用）	36台 （H29年度　28台設置） 内訳 SSRH112BAN　6台　出力1.79 SSRH140BAN　20台　出力2.36 SSRH160BAN　2台　出力2.83

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	8月31日	10月23日	1月23日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充塡量（冷媒の充塡を行った場合は「**充塡量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充塡がない場合は「充塡なし」と入力。）　※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量		充塡なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月３１日	8月31日	10月23日	1月23日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（職員室前・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台（家庭科室×２・理科準備室・職員室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	液晶20台（普通教室×19台・校長室×１台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	177	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 32.2% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	550	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 52.2% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	23	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
全校で環境保全に取り組む。 福祉委員会（ペットボトルキャップ収集）　環境美化委員会（節電・節水）　給食委員会（食べ残し減への取組）４年（ゴミ削減）
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
全校で実施できた。次年度も児童の自主的な活動に結び付けていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立長太小学校
連絡先（内線・外線）		059-385-0315
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月12日
	下半期提出日	令和6年4月9日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	33台 （H29年度　26台設置） 内訳 SSRH112BAN　4台　出力1.79 SSRH140BAN　19台　出力2.36 SSRH160BAN　3台　出力2.83

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月31日	7月24日	10月27日	3月25日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）　※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量		充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月31日	7月24日	10月27日	3月25日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月31日	7月24日	11月10日	3月26日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（給湯室・家庭室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	6台（職員室・保健室・なごみ・家庭室・給湯室牛乳・休憩室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）（小学校）	15台（各教室14台・校長室１台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	７０台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	280	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 43.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	650	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	14	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 32.6% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	43	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	1	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成済み

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
海岸清掃や廃品のリサイクル活動，その他奉仕作業や環境美化活動を保護者や地域と連携して行う。活動内容は，学校だより等で地域に発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
海岸清掃や廃品のリサイクル活動を行った。また、除草作業や環境美化活動をPTAと連携して行った。活動については、学校だよりやホームページで啓発した。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		箕田小学校
連絡先（内線・外線）		385-0506
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年3月29日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	28台 （H29　21台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月14日	7月24日	12月22日	3月28日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（牛乳検収室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月5日	8月21日	12月22日	3月28日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月5日	8月21日	12月22日	3月28日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（特別支援学級・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	7台（家庭科室・理科室・保健室・職員室・給食室牛乳保冷庫・給食室冷凍庫・給食室検食保管庫）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ	校長室,液晶テレビ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	222	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 44.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	498	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 17.5% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	40	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
各学年の教科学習で取り組む「環境学習」を学校だよりで紹介する等，環境保全，エコ活動について進め，情報発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
・低学年の生活科学習で栽培活動を行い，情報発信した。 ・4年生社会科出前授業「環境学習」を学校だよりで紹介する等，環境保全，エコ活動について進め，情報発信した。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立玉垣小学校
連絡先（内線・外線）		059-382-0269
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月24日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	48台 （H29年度　40台設置） 内訳 SSRH140BAN　40台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月1日	8月1日	11月1日	2月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月1日	8月1日	11月1日	2月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	２台（給食調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	1台（調理員休憩室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（特別支援教室・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	６台 （家庭科室・特別支援教室・印刷室・保健室・理科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ 液晶テレビ	液晶TV6台 （普通教室、特別支援教室、音楽室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	46台／1、123㎡

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物、劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle：再生利用する、Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	70	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 6.3% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	1114	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	16	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 59.3% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	27	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
福祉委員会が中心となり，環境保全と福祉活動として，ペットボトルの回収を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
福祉委員会が中心となり，環境保全と福祉活動として，ペットボトルの回収を行った。家庭からの協力もあり多数のペットボトルキャップの回収を行うことができた。今後も継続的に取組みを進めていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立桜島小学校
連絡先（内線・外線）		３８２－５６６６
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月7日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月9日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	45台 （H29年度　34台設置） 内訳 SSRH112BAN　6台　出力1.79 SSRH140BAN　28台　出力2.36

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月26日	7月26日	10月6日	1月5日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月26日	7月26日	10月6日	1月5日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍庫・冷凍冷蔵庫	各1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月26日	7月26日	10月6日	1月5日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台（家庭科準備室・保健室・職員室・理科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（ブラウン管式・液晶）	ブラウン管テレビ：6台 液晶テレビ：23台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	家庭科室2台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／３２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／３２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／３２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／３２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／３２０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。

・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。

・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	159	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 19.0% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	837	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	5	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 71.4% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	7	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
リサイクル資源（段ボール・古紙・アルミ缶等）の回収を，保護者・地域等に呼びかけ回収することを通して，児童と共に生活に役立つ環境教育に取り組む。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
リサイクル資源（段ボール・古紙・アルミ缶等）の回収を保護者・地域に呼びかけ、たくさん回収することができ、児童と共に生活に役立つ環境教育に取り組むことができた。次年度も継続して取り組みたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立若松小学校
連絡先（内線・外線）		059-385-0072
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月12日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	31台 （H29　24台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023年5月12日	2023年7月7日	2023年9月15日	2024年1月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）　※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023年5月12日	2023年7月7日	2023年9月15日	2024年1月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023年5月12日	2023年7月7日	2023年9月15日	2024年1月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023年5月12日	2023年7月7日	2023年9月15日	2024年1月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	〇		〇		〇		〇

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	7台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（家庭科室・保健室・なかよし）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台 （職員室・相談室・家庭科準備室・理科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	液晶テレビ　5台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

もう少し努力できる

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	287	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 39.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	736	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 27.3% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	44	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
PTA・地域と連携して廃品回収を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
7月に廃品拐取を実施した

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立神戸小学校
連絡先（内線・外線）		382-0242
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月16日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	8台 給食室、保健室、そよかぜ、相談室、図書室、校長室、職員室、視聴覚室 各教室　H29年度　40台設置 内訳 SSRH112BAN　4台　出力1.79 SSRH140BAN　29台　出力2.36 SSRH160BAN　7台　出力2.83

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月14日	8月30日	11月15日	3月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台　給食調理室前廊下

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月14日	8月30日	11月15日	3月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷蔵庫、冷凍冷蔵庫	2台 冷蔵庫・冷凍冷蔵庫（給食調理室（下））

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月14日	8月30日	11月15日	3月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	ウォータークーラー	1台 ウォータークーラー（南館２F廊下水道）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月14日	8月30日	11月15日	3月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	３台 家庭室×１、保健室×１、そよかぜ×１

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	７台 家庭科準備室、給食室、すくすく、保健室、 そよかぜ、職員室、第２理科準備室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	ブラウン管テレビ，液晶テレビ，PC	ブラウン管TV：１台（そよかぜ） 液晶TV：１４台 （校長室1台・普通教室１３台） PC：30台 （職員室7台，視聴覚室23台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）〇据付面積２㎡以上の炉〇ボイラー又は入力７０kw以上の給湯湯沸し設備〇内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)〇高圧又は特別高圧の変電設備（全出力５０kw以下のものを除く）〇蓄電池設備	給湯用ボイラー（給食）	給湯設備ガス給湯器：15号：ＣＧＳＫ-Ｐ：ＰＨ-24Ａ：ＬＰＧ：GO-501/W2-2：バーナー燃焼能力112ｋｗ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	500㎡／４５台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	131	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 30.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	429	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	6	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 35.3% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	17	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
「出張ゴミ博士」等，環境学習の機会を「学校だより」「学校ホームページ」で周知する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
年間計画に記述した学習は，実施することができた。次年度はHP等の活用で，地域等への発信により一層力を入れていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立栄小学校
連絡先（内線・外線）		059-386-0462
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月4日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用）	24台 (H29 8月に17台設置)

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台 3年に１回以上	実施した

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	給食調理室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	10月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	2台（給食控え室・ひまわり教室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台 （保健室・家庭科室・ひまわり室・職員室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（液晶型） PC	TV：校長室×1　普通教室×1 PC：学習室・スタディルーム

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（家庭科室・ひまわり教室・調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１９２人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１９２人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１９２人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１９２人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／１９２人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	347	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 51.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	681	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	11	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 68.8% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
エコ活動としてエコキャップ運動に取り組む 花壇ボランティアと連携し，校内で植物の栽培を行い，校内緑化に努める，
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
年間を通じてペットボトルキャップの回収に努めた。 花壇ボランティアとの連携、畑での栽培を通じて校内の緑化を行うことができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		天名小学校
連絡先（内線・外線）		０５９－３７２－００１３
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月4日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月1日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	18台 （29年8月　ダイキン製エアコン14台導入） ※１～6年生教室各1台ずつ計6台，図工室2台，理科室2台，家庭科室2台，音楽室2台　全て出力7.5ｋｗ以下

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月3日	7月4日	10月3日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（1F放送室前）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月3日	7月4日	10月3日	1月9日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	保健室：R22

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	家庭室1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（職員室・家庭室・保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（液晶）	液晶TV：校長室／１年生教室／２年生教室／３年生教室／４年生教室／５年生教室／６年生教室／音楽室／理科室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	169	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 34.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	495	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	9	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 60.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	15	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

・4年生が中心となり，ごみの４R活動などに取り組む。また，児童集会で取り組んだことについて発表し合うなど，児童･保護者に対して啓発を図る。
・地域行事の「クリーンタウン天名」に参加したり，天名フラワープロジェクトを実施したりして，地域と共に学校及び学校周辺の環境美化に取り組む。
・全校でペットボトルキャップ集めを行いワクチンにかえる取り組みを行う。
・図書室に環境コーナーを設置し，環境に関する調査，探求等，啓発を図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

・ごみの４R活動（年間を通して行った。）
・クリーンタウン天名
・天名フラワープロジェクト（11月に実施した。）
・ペットボトルキャップ集め（年間を通して行った）→たまったペットボトルキャップは、レディオキューブFM三重のイベントの際にお渡しし、過去最高数と紹介していただいた。
・図書室に環境コーナーを設置し，環境に関する調査，探求等，啓発を図る。
今後も教育活動を続ける中で，上記の取組を継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立合川小学校
連絡先（内線・外線）		059-372-0014
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月26日
	下半期提出日	令和6年4月9日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用）	5台⇒19台 ※H29.8　14台追加 室内機設置箇所：校長室，職員室，保健室，図書室，コンピューター室（H29設置分）１～6年生教室（計6基），理科室，音楽室南・北，家庭科室東・西，図工室，レインボーホール東・西

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月12日	7月24日	12月22日	2月14日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月12日	7月21日	12月22日	2月14日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（職員室・保健室・準備室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン（液晶式）	TV：液晶式　各教室6台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（保健室・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	349	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 44.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	784	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	5	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 35.7% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	14	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

・学校だより等に環境PRを掲載するとともに，児童会活動で環境活動を実施する。
・学校行事やPTAの会合，学校運営協議会を通して，保護者や地域の方々に環境PRを発信する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

・学校だより等に環境PRを掲載するとともに，児童会活動や委員会活動で環境活動を実施する。
・学校行事やPTAの会合，学校運営協議会を通して，保護者や地域の方々に環境PRを発信する。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立井田川小学校
連絡先（内線・外線）		０５９－３７８－８９７２
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月1日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	２４台 （多目的室：R401A） （コンピューター室：R401A） （図書室：R401A） （保健室：R401A） （せせらぎ：R22） （職員室：R22） （校長室：R22） （音楽室1.2：DCM601B1） （理科室1.2：DCM601B1） （図工室：DCM601B1） （家庭科室：DCM601B1） （普通教室：DCM601B1） H２９年　ダイキン製空調機 DCM601B1 １２台追加（各教室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	8月31日	令和6年3月29日	令和6年3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	8月31日	令和6年3月29日	令和6年3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（保健室，職員室，理科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	特別支援学級教室　液晶１台 校長室　液晶１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	3台（特別支援学級・給食室・家庭科室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	単独処理／全ばつ気方式／１００人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理／全ばつ気方式／１００人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理／全ばつ気方式／１００人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理／全ばつ気方式／１００人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	単独処理／全ばつ気方式／１００人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	416	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 48.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	865	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	4	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 44.4% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	9	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
PTA及び地域と連携した環境活動を実施する。（資源回収） 美化・環境委員会の活動の発信（節電・節水）
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
PTA及び地域と連携した環境活動として資源回収を１回実施した。 美化・環境委員会の活動の発信として、節電・節水を呼びかけることができた。 また、学校給食センターで配膳されている市内１２校の中でも、給食の残量がとても少なく、食品ロスを少なくすることができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		椿小学校
連絡先（内線・外線）		371-1014
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月12日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン （業務用空調機器　第一種特定製品）	22台 （H29年9月　14台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台　給食調理室前廊下

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台　給食調理室

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月1日	9月1日	12月1日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	1台　職員トイレ前

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	液晶：校長室・各教室×5

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台　保健室、職員室、理科準備室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第２３条	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地〇指定施設の種類及び能力ごとの数〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない	空冷ヒートポンプエアコン・ 空冷ヒートポンプセパレートエアコン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ4台22.4kw/空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｾﾊﾟﾚｰﾄｴｱｺﾝ2台14kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第２５条，第２９条	（第２５条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式〇その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 （第２９条）届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	空冷ヒートポンプエアコン・ 空冷ヒートポンプセパレートエアコン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ4台22.4kw/空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｾﾊﾟﾚｰﾄｴｱｺﾝ2台14kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第３１条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない 【指定施設】（騒音） 空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が７.５kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が１時間当たり104,000KJ以上のもの）	空冷ヒートポンプエアコン・ 空冷ヒートポンプセパレートエアコン	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ4台22.4kw/空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｾﾊﾟﾚｰﾄｴｱｺﾝ2台14kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／メタノール】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／メタノール】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【学年／３・４・５・６年生】 【種類／メタノール】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	315	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 47.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	663	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	10	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 30.3% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	33	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
学校だよりを活用し，児童の環境学習の内容やPTAのリサイクル活動等の取組の様子を発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
計画に沿って実施するよう努力できた。次年度も継続したい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴西小学校
連絡先（内線・外線）		059-374-0014
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月12日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機（第一種特定製品・業務用） 空冷ヒートポンプエアコン	３５台 （H29年9月　26台新規導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月12日	9月1日	10月12日	1月18日

gatu

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（パン・牛乳庫）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月12日	9月1日	10月12日	1月18日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月12日	9月1日	10月12日	1月18日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機（家庭用）	２台 （調理員室・相談室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	2台（特別支援教室・家庭室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（保健室・家庭科準備室・職員室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶・プラズマ）	テレビ４台（液晶３（多目的ホール１・教室１・校長室１）・プラズマ１（教室1）））

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	566	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 83.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	678	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	8	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 50.0% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
地域と連携した環境活動に取り組む。 ネットワーク環境を活用することで校務におけるペーパーレス化に取り組む。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
地域と連携した環境活動に積極的に取り組めた。次年度も継続して取り組んでいきたい。また，ネットワーク環境を活用することで校務におけるペーパーレス化に取り組むことができた。次年度も年度当初に見直しを図り積極的に取り組んでいきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴鹿市立深伊沢小学校
連絡先（内線・外線）		059-371-0015
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月25日
	下半期提出日	令和6年4月5日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	27台 （平成29年9月　ダイキン製エアコン14台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月4日	8月3日	12月25日	3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（給食調理室前廊下）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月4日	8月3日	12月25日	3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	2台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月4日	8月3日	12月25日	3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（家庭室・職員室・保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン	1台（給食室詰所）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	4台（職員室・家庭科室・理科室・保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビジョン・PC（ブラウン管・液晶）	TV9台：校長室（液晶）・そよかぜ（液晶）・PC室（液晶）・各教室（液晶）×6台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	195	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 46.4% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	420	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	19	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 73.1% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	26	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

環境保全のためアルミ缶やエコキャップの収集をし，ワクチン製造などに役立ててもらうなど，環境保全と福祉活動に取り組む。
学校から通信などで保護者や地域の方々に廃品回収活動のPRを行い，学校だけでなくPTAや地域とともに環境保全に取り組む。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

アルミ缶やエコキャップの収集をし，環境保全と福祉活動に取り組むことができた。
学校から通信などで保護者や地域の方々に廃品回収活動のPRを行い，学校だけでなくPTAや地域とともに環境保全に取り組むことができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		庄内小学校
連絡先（内線・外線）		０５９－３７１－００４４
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月10日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン （業務用空調機器　第一種特定製品）	18台 ※H29.11.11　13台設置 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁｴｱｺﾝ13台 ヒートポンプエアコン5台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月12日	8月24日	11月15日	3月14日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（配膳室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月12日	8月24日	11月15日	3月14日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	3台（家庭室・職員室・保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）・PC	TV：校長室・各教室×6台・ ゆりのき・理科室 PC：職員室・図書室×23台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	①洗濯機 ②衣類乾燥機	①2台(職員室トイレ前・給食室)

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	家庭用エアコン	１台（第2保健室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.1.31

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	200台／700㎡

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／９４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／９４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／９４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／９４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／接触ばつ気方式／９４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第１１条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

16

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数		実　施　日	
	名	訓 練 内 容	
		実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	262	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 37.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	709	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	6	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	6	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数→	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
PTA・地域と連携して，アルミ缶の回収を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
昨年度に引き続き，本年度もアルミ缶や古紙の回収に取り組んだ。保護者だけでなく地域からもたくさんの資源を回収していただいた。来年度も引き続き家庭・地域に周知し，より一層の資源の回収に取り組んでいく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		郡山小学校
連絡先（内線・外線）		059-372-2251
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月4日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン	32台 （H29　22台導入）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日（金）	9月29日（金）	12月26日（火）	3月29日（金）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	牛乳保冷庫	1台（牛乳検収室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日（金）	9月29日（金）	12月26日（火）	3月29日（金）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）　第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	冷凍冷蔵庫	1台（給食調理室）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日（金）	9月29日（金）	12月26日（火）	3月29日（金）

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	4台（図書室2台・特別支援学級2台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	5台 （特別支援学級1台・ 家庭科準備室３台・保健室1台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（家庭科準備室・特別支援教室） 1台（理科準備室）：記入漏れ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	PC室テレビジョン(プラズマ)1台ｈ22年度 各階テレビジョン(液晶)5台h26年度 校長室テレビジョン(液晶)1台ｈ28年度 各階テレビジョン(液晶)1台ｈ30年度

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号 に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	排水設備（ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ）	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第2項　毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第3項　研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 第4項　毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項　毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。 第3項　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項　毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。 第2項　毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。	毒物，劇物	【種類／ヨウ素・ヨウ素液・塩酸・オキシドール・アンモニア水・水酸化ナトリウム】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	260	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 39.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	655	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 43.8% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

関連する教科の横断的な学習や総合的な学習の時間・学活等の時間を活用し，環境学習を積極的に進めるとともに，学校だより等で保護者・地域へ発信する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

5年生で「総合的な学習の時間」と理科・社会・図工の教科横断的な学習として環境学習を実施し、ウミガメネットワークの方を外部講師に環境保全について学習し、海岸清掃を実施したときに回収したプラスチックゴミ等を材料に、共同作品として「ウミガメ」を作成、市美術作品展に出展し環境保全について学んだことを発表した。また、３・４年生で三重県地球温暖化防止活動推進員の方をゲストティーチャーに、ゴミ処理についての学習や昔のくらしについての学習を通して、環境に負荷をかけないくらしについての学びを深めた。学校再編等今後大きな動きがあるが、引き続き系統立てた学びを行っていく必要がある。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。